

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、健康増進法に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康情報に関する事務
②事務の概要	熊谷市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 健康増進法に基づき、健康増進事業として実施する健康診査及びがん検診等の対象となる住民の確認を行う。
③システムの名称	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム（庁内連携システム）
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)成人保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項 別表の111の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項（定める情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項） （定める情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 健康づくり課 熊谷保健センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-0014 熊谷市箱田一丁目2番39号 熊谷市市民部熊谷保健センター 電話048-526-5737
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	がん検診等の検診結果入力時は、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	渡辺 祐一	長谷川 和博	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223	郵便番号360-0014 熊谷市箱田一丁目2番39号 熊谷市市民部熊谷保健センター 電話048-526-5737	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部 健康づくり課 保健センター	市民部 健康づくり課 熊谷保健センター	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	長谷川 和博	所長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康情報システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)健康診査ファイル	(1)成人保健ファイル	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正にしようされるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託しない	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転		提供・移転しない	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		接続しない(入手)	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		接続しない(提供)	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査		自己点検	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	H31.1.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月19日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	R4.6.19から検診結果利活用標準化事業に伴い、自身の検診情報が閲覧できるようになるため
令和4年6月19日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第50条) (※別表第二の102の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第50条) (※別表第二の102の2の項)	事前	R4.6.19から検診結果利活用標準化事業に伴い、自身の検診情報が閲覧できるようになるため
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第54条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表の111の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第54条	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第50条) (※別表第二の102の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第50条) (※別表第二の102の2の項)	1. 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (定める情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項) (定める情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用			事後	R6.10.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
令和6年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	事後	R6.10.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
令和6年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	R6.10.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
令和6年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		がん検診等の検診結果入力時は、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	事後	R6.10.1の様式改正に伴い項目が追加されたため
令和6年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	R6.10.1の様式改正に伴い項目が追加されたため